

特別養護老人ホームやまゆり荘

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(群馬県指定 第1072600156号)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当法人が提供するサービスと利用料金	4
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）	10
7. 身元保証人及び連帯保証人について	12
8. 事故発生防止及び事故発生時の対応について	12
9. 苦情の受付について	12

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|-----------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 春風会 |
| (2) 法人所在地 | 群馬県吾妻郡中之条町大字折田 2515番地 |
| (3) 電話番号 | 0279(75)6517 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 田村 りい子 |
| (5) 設立年月 | 平成10年6月30日 |

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成12年4月1日指定 群馬県 1072600156 号
- (2) 施設の目的 入居されているお年寄りの介護を行う
- (3) 施設の名称 介護老人福祉施設 やまゆり荘
- (4) 施設の所在地 群馬県吾妻郡中之条町大字折田 2515番地
- (5) 電話番号 0279 (75) 6517
- (6) 施設長(管理者)氏名 下前 剛次
- (7) 当施設の運営方針 「春風接人 秋霜自粛」
春風のような暖かさとやさしさを持って人に接し
秋の霜のように厳しく自らの行動をただす
- (8) 開設年月 平成11年4月1日
- (9) 入所定員 80人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。居室には、個室、多床室があります。特定の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類		室数	備考
個室	1人部屋	19室	トイレは居室の外にあります
多床室	2人部屋	3室	同 上
	3人部屋	1室	同 上
	4人部屋	13室	同 上
合 計		36室	
食堂		2室	
機能訓練室		2室	[主な設置機器] 平行棒、大鏡等
浴室		2室	機械浴・特殊浴槽・自立浴
医務室		1室	
静養室		2室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご契約者・ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況等により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1	1名
2. 生活相談員	1	1名
3. 看護職員・介護職員	30	27名
4. 機能訓練指導員	1	1名
5. 介護支援専門員	2	1名
6. 医師	(1)	必要数
7. 栄養士	1	1名

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制
1. 医師	毎週木曜日 14:00～16:00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝： 7:30～16:30 3名 日中： 8:00～17:00 3名 10:00～19:00 6名 夜間：17:30～10:30 3名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中： 8:00～17:00 1名 9:00～18:00 1名

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者・ご利用者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 食事（但し、食費は介護保険給付対象外となりますので別途いただきます。）

- ・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食： 8：00～

昼食： 12：15～

夕食： 17：15～

② 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその残存機能を維持するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・めりはりのある生活が送れるよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

⑦ その他の介護給付サービス加算によるサービス（その他介護給付サービス加算）

	加 算	加算条件
A	入院・外泊時加算	利用者が入院及び外泊した場合、1月に6日を限度として所定単位数に変えて1日につき算定。ただし、外泊初日及び最終日は算定できない
B	初期加算	入所者が新規に入所及び1ヶ月以上の入院後、再び入所した場合、30日間加算
C	日常生活継続支援加算	介護福祉士の数が入所者6に対して1以上であり、かつ、以下のいずれかを満たす ・要介護4・5の入所者の占める割合が70%以上 ・認知症日常生活自立度Ⅲ以上の入所者の占める割合が65%以上 ・痰の吸引が必要な入所者の占める割合が15%以上
D	サービス提供体制加算 (Ⅰ) イ (Ⅰ) ロ (Ⅱ) (Ⅲ)	次のいずれかに該当すること ・介護福祉士が60%以上配置されていること ・介護福祉士が50%以上配置されていること ・常勤職員が75%以上配置されていること ・3年以上の勤続年数のあるものが30%以上配置されていること
E	看護体制加算 (Ⅰ) ロ (Ⅱ) ロ	・常勤看護師が1人以上配置 ・常勤換算で看護職員を入所者25人に対して1人以上、かつ、基準+1人以上 ・施設又は病院等の看護職員による24時間の連絡体制を確保
F	科学的介護推進体制加算	入所者、利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること 必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって上記の情報その他のサービスを適切かつ、有効に提供するために必要な情報を活用していること
G	個別機能訓練加算 (Ⅰ) (Ⅱ)	・機能訓練の職務に専従の職員を配置し計画的に機能訓練を行なっている場合の加算 ・個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している入所者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報、その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること
H	安全対策体制減算 安全対策体制加算	・運営基準における事故の発生又は、再発を防止するための措置が講じられていない場合 ・外部の研修を受けた担当者が配置され、疏泄内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること
I	介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	・介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」の一本化を行う。

<サービス利用料金（１日あたり）>（契約書第６条参照）

ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金及び、その他介護給付サービス加算の対象となるサービスを受けた利用料金との合計から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担分：通常はサービス利用料金の１割）をお支払い下さい。

		要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
多 床 室 ・ 個 室	1. 入居者のサービス利用料金	¥5,890	¥6,590	¥7,320	¥8,020	¥8,710
	2. うち介護保険から給付される金額	¥5,301	¥5,931	¥6,588	¥7,218	¥7,839
	3. サービス利用に係る自己負担金	¥ 589	¥ 659	¥ 732	¥ 802	¥ 871

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者・ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、ご説明します。

（その他の介護給付サービス加算、自己負担分料金）

A. 入院・外泊時加算	¥246
B. 初期加算	¥ 30
C. 日常生活継続支援加算	¥ 36
D. サービス提供体制強化加算	(Ⅰ) イ ¥ 18 (Ⅱ) ロ ¥ 12 (Ⅲ) ¥ 6
E. 看護体制加算	(Ⅰ) ロ ¥ 4 (Ⅱ) ロ ¥ 8
F. 科学的介護体制推進加算	¥ 40
G. 個別機能訓練加算	(Ⅰ) ¥ 12 (Ⅱ) ※月１回 ¥ 20
H. 安全対策体制減算（１日）	－¥ 5
安全対策体制加算（入所時１回）	¥ 20
I. 介護職員等処遇加算（Ⅰ）月	介護報酬の14.0%

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者・利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 居住に要する費用（光熱水費及び室料〈建物設備等の減価償却費等〉）

個室ご利用者については、光熱水費相当額及び室料を加算した額をご負担いただきます。

多床室ご利用者の方については、光熱水道費相当額となります。

居住費については、介護保険負担限度額認定書の発行を受けている方は、認定書に記載された居住費の金額がご負担となります。

入院後7日以降の居住費はご負担となります。

利用者負担段階	第1段階	第2段階	第3段階①②	基準費用額 第4段階
個室	¥ 380	¥ 480	¥ 880	¥1,231
多床室	¥ 0	¥ 430	¥ 430	¥ 915

② 食事の提供（食材料費及び調理費）

食費については、介護保険負担限度額認定書の発行を受けている方は、認定書に記載された食費の金額がご負担となります。

朝、481円・昼、夕、各482円（欠食の場合はいただきません）

利用者負担段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	基準費用額 第4段階
食費	¥ 300	¥ 390	¥ 650	¥1,360	¥1,445

③ 事業者が提供する以外の物品あるいは食品等

ご契約者・ご利用者のご希望に基づいて特別な物品や食事等の提供に可能な限り便宜を図ります。

利用料金：要した費用の実費

④ 理髪・美容

月に1回、理容師または美容師の出張による理髪サービス（調髪、洗髪）をご利用いただけます。

⑤ 貴重品の管理

ご契約者・ご利用者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

○保管管理者：施設長

○出納方法： 手続きの概要は以下の通りです。

・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

- ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

○利用料金：1日当たり 20円

⑥ レクリエーション・クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーション・クラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただく場合があります。

<例>

i) 主なレクリエーション行事予定

	行事とその内容（例）	備考
1月	おとそ配り・初詣（お正月を楽しんでいただきます）	
2月	節分（施設内で豆まきを行います。）	
3月	ひなまつり（おひなさまの飾り付けを行います。）	
4月	お花見 ドライブ（少人数でふるさと訪問を考えています。）	
5月	端午の節句 ドライブ（少人数でふるさと訪問を考えています。）	
6月	運動会（施設全体で行います） 新緑ドライブ（少人数でふるさと訪問を考えています）	
7月	七夕	
8月	納涼祭（施設全体で行います） お盆帰省（楽しい一時を御家族と過ごしていただきます。希望者）	
9月	祇園祭（町内の祭りに出かけます） 敬老会（施設全体で行います）	
10月	紅葉ドライブ（少人数でふるさと訪問を考えています。） さんま焼き大会（施設全体で行います）	
11月	焼き芋大会（施設全体で行います）	
12月	クリスマス会（各グループで行います） もちつき大会（施設全体で行います） 正月帰省（楽しい一時を御家族と過ごしていただく）	

ii) クラブ活動

書道、茶道、華道（材料代等の実費をいただく場合があります。）

⑦ 複写物の交付

ご契約者・ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1 枚につき 50 円

⑧ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご契約者・利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる実費相当額を負担していただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑨ 契約書第 20 条に定める所定の料金

ご契約者・ご利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金は、1 日 10,000 円とします。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第 6 条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 口座振替（G-NET 代金回収サービス）

※群馬県内に本店を置く参加金融機関（群馬銀行、東和銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合、ゆうちょ銀行）および中央労働金庫の指定口座より代金を回収できるサービスです。

イ. 下記指定口座への振り込み

北群馬信用金庫 中之条支店 普通預金 0106553

（北群馬信用金庫 各支店にて利用できます）

ウ. 現金（おつりのないようご準備ください）

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者・ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

① 協力医療機関

医療機関の名称	田島病院
所在地	群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町 1782
電話番号	0279（75）3350
診療科	内科、整形外科、皮膚科、リハビリテーション科

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	川越歯科クリニック
所在地	群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町 954-2
電話番号	0279（75）3131

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくことになります。

（契約書第13条参照）

- ① 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 要介護認定において、要介護2または1となり、「特例入所の条件」に該当しないと認められる場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者・ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者・ご利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

ご契約者・ご利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者・ご利用者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご利用者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者・ご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他のご利用者がご契約者・ご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第17条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① ご契約者・ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者・ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者・ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご利用者が連続して病院又は診療所に入院すると見込まれ、入所者検討委員会において審議され、入院期間が長期になると判断された場合
- ⑤ ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

ご利用者が病院等に入院された場合の対応について*（契約書第17条、第19条参照）
当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。
但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。
1日当たりの料金は、前記サービス利用料金表の入院中の所定の料金表と同額です。

②7日間以上3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。
但し、居住費については、入所中の負担額と同額です。
入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に施設の受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護サービスをご利用いただく場合があります。

③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内（期間に関しては病状により短くなる場合があります）の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することができます。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第18条参照）

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご契約者・利用者の希望により、事業者はご契約者・ご利用者の心身の状況、置かれている環境等を考慮し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者・利用者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 身元保証人及び連帯保証人について（契約書第24条・25条）

- 事業所に対する経済責務（極度額 50 万円とする）
- 身元保証人及び連帯保証人は本契約から生じる利用者の債務を保証するものとします。
- 利用料金の支払いを2か月分滞納した場合、事業者は連帯保証人に滞納の事実を通知し、対処を求めるものとします。
- 連帯保証人は身元保証人がかねることができません。

8. 事故発生防止及び事故発生時の対応について

- 事故が発生した場合又はそれに至る危険が生じた場合、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策についての研修を従業者に対して定期的に行います。
- 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行います。
- ご契約者に対する指定短期入所者生活介護の提供により事故が発生した場合は市町村、当該ご契約者の家族、当該契約者に係る居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。
- 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をします。
- ご契約者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。

9. 苦情の受付について（契約書第23条参照）

(1) 当事業所における受付窓口、苦情処理の体制及び手順

1) 受付窓口

連絡先・・・ ☎ 0279（75）6517

苦情受付担当者・・・ 生活相談員 加部 愛

2) 苦情処理の体制

① 苦情解決責任者・・・ 施設長 下前 剛次

② あんしん介護相談員・・・ 吉澤 幸一

（第三者委員2名） 雨宮 蘭子

3) 苦情の受付

- ・ 苦情は、面接・電話・書面などにより苦情受付担当者が随時受付を行う。
- ・ あんしん介護相談員は、毎月1回施設に訪問し苦情・悩みの相談・話し相手となり、直接苦情を申し出ることができます。

4) 苦情の受付の報告・確認

- ・ 苦情受付担当者が受け付けた苦情を、苦情解決責任者とあんしん介護相談員に報告する。
- ・ あんしん介護相談員は内容を確認し、苦情を申し出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

5) 苦情解決のための話し合い

- ・ 苦情解決責任者は、苦情申し出人と誠意をもって話し合い、解決に努める。
- ・ その際苦情申し出人は、あんしん介護相談員の助言や立ち会いを求めることができる。

なお、あんしん介護相談員の立ち会いによる話し合いは、次により行う。

- ア あんしん介護相談員による苦情内容の確認
- イ あんしん介護相談員による解決案の調整・助言
- ウ 話し合いの結果や改善事項等の確認

(2) 行政機関その他苦情受付機関

中之条町役場 所在地：群馬県吾妻郡中之条町大字中之条 1091
住民福祉課 電話番号：0279(75)8820 FAX：0279(75)6525
受付時間：8：30～17：15

※その他、所在地の役場内の介護保険を担当している係でも受け付けます。

群馬県国民健康保険団体連合会 所在地：群馬県前橋市元総社町 335-8
電話番号：027(290)1323 直通
受付時間：9：00～17：00

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号(平成11年3月31日)第4条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

＜重要事項説明書付属文書＞

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階

(2) 建物の延べ床面積 4905.44㎡

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護]平成12年3月1日指定 群馬県1072600156号 定員20名

[通所介護] 平成12年3月1日指定 群馬県1072600206号 定員15名

身体障害者居宅介護等事業 平成15年3月24日

群馬県10000100229119号

知的障害者居宅介護等事業 平成15年3月24日

群馬県10000200229118号

2. 職員の配置状況

＜配置職員の職種＞

生活相談員…ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活相談員を配置しています。

看護・介護職員…看護職は、主にご利用者の健康管理や療養上の世話を行います。日常生活上の介護、介助を行います。

介護職は、ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための援助を行います。

3名の利用者に対して1名の看護・介護職員を配置しています。

介護支援専門員…ご利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

生活相談員が兼ねる場合もあります。

1名の介護支援専門員を配置しています。

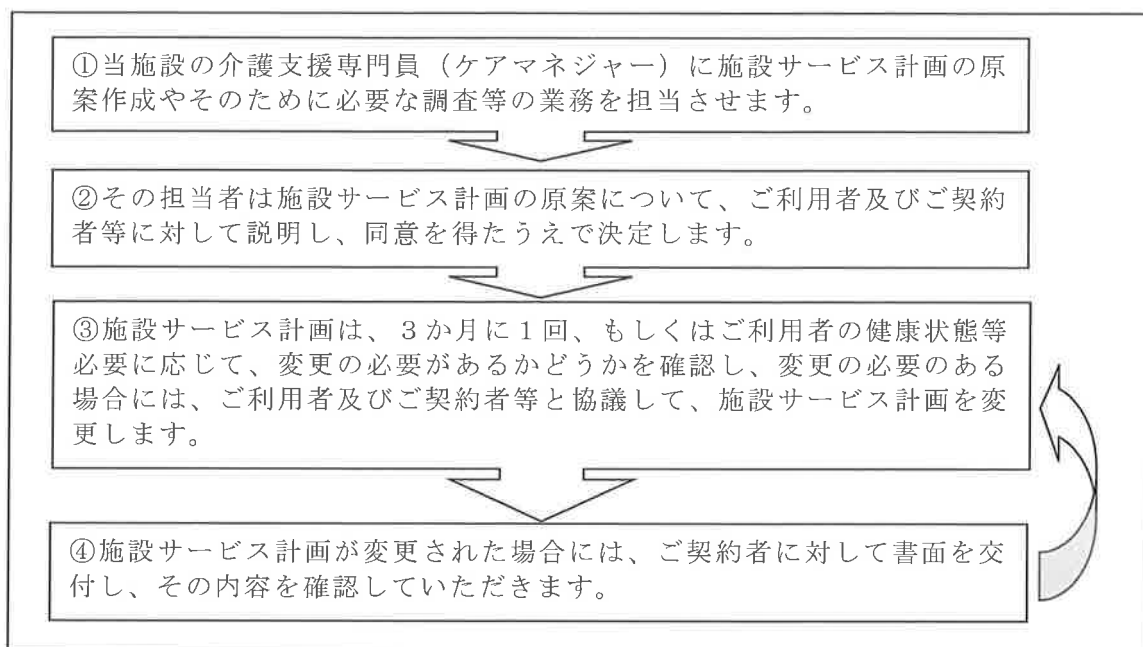
医師…ご契約者・利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

1名の嘱託医師を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第 2 条参照）



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第 8 条、第 9 条参照）

当施設は、ご契約者・ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の健康状態により必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者・ご契約者等から医療対応について聴取、確認します。
- ③ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④個人情報「個人情報保護に関する指針」に従い情報の管理に努めます。
- ⑤ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5 年間保管するとともにご契約者又は代理人による開示請求がある場合には、速やかに閲覧出来るよう配慮し請求があれば複写物を交付します。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご契約者等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合及びご利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、関係機関にご利用者の心身等の情報を提供します。
- ⑦ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されているご利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限＊

入所にあたり、下記の物以外は原則として持ち込むことができません。

生活用品・介護用品等（その他、詳細についてはご相談ください。）

(2) 面会

面会時間 10：00～20：00

※来訪者は、必ずその都度面会簿を記入し職員へ届け出てください。

※食べ物・飲み物を持ち込む場合は職員へご相談してください。

※感染症の時期は面会を制限する場合があります。

(3) 外出・外泊（契約書第22条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、最長で月6日間とさせていただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までに申し出下さい。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第10条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について（契約書第11条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者・ご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者・ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者・ご利用者の置かれた心身の状況を考慮して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。